

端末設備等規則等の一部を改正する省令の概要

1 改正の背景

これまで我が国の携帯電話における音声通話及びデータ通信は、第3世代移動通信システム(3G)を中心としたものであったが、データ通信については、その通信量の増大に伴って、IP技術を用いたより大容量で高速な利便性の高い第3.9世代移動通信システム(3.9G)によるサービスの提供が始まり、その利用が拡大している。

3.9Gの一つとしてサービスが行われているLTE(Long Term Evolution)方式を使用した端末では、現在、音声通話は3G、データ通信はLTE(3.9G)と、別々のネットワークが用いられている。

他方、音声通話についても、パケット交換方式のネットワーク上で提供を行う、IP技術を用いた音声通話サービス(IP移動電話サービス)が実施されようとしているところである。

VoLTE(Voice over LTE)は、LTEのパケット交換方式のネットワーク上で音声通話を実現する通信方式であり、3GPP及びGSMAにおいて標準化作業が進められ、一部項目を除いておおむねその仕様が策定済みとなっている。

本件は、VoLTE等のIP移動電話サービスを実施するための技術的条件を定めるため、以下の事項について、関係省令の改正を行い、規定を整備するものである。

2 改正の概要

(1) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)の改正

IP移動電話端末が具備すべき機能等に関する規定の改正を行う。

- 「インターネットプロトコル移動電話用設備」「インターネットプロトコル移動電話端末」の定義を追加
- IP移動電話端末が具備すべき機能として、基本的機能(発信、応答、終了)、自動再発信の機能、送信タイミング、位置登録制御、緊急通報機能等について規定を整備。(移動電話端末とほぼ同様の項目)

(2) 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)の改正

(1)の技術基準改正にあわせ、IP移動電話端末に係る技術基準適合認定の区分として、新たな区分「F」を設ける。

(3) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)の改正

(1)の技術基準改正に伴い、所要の整備を行う。

3 施行期日

平成25年3月28日